（情報管理体制の構築）

第十七条　臍帯血供給事業者は、移植に用いる臍帯血を識別するための番号を用いて移植に用いる臍帯血に関する情報を採取から引渡しまで一貫して管理できる体制の構築に努めなければならない。

（記録の廃棄）

第十八条　臍帯血供給事業者は、適切な方法により第十六条第一項の記録の廃棄を行わなければならない。

（臍帯血の調製等に関する標準作業手順書）

第十九条　臍帯血供給事業者は、次に掲げる事項について記載した標準作業手順書を作成し、臍帯血の調製等を行う事業所ごとに備え付けなければならない。

一　移植に用いる臍帯血の採取を行う場所から調製等を行う事業所への搬送の詳細に関すること。

二　移植に用いる臍帯血の調製等の手順の詳細に関すること。

三　移植に用いる臍帯血の調製等を行う者の教育訓練に関すること。

四　バリデーションの詳細に関すること。

五　移植に用いる臍帯血の調製等を実施する作業区域の詳細に関すること。

六　移植に用いる臍帯血の調製等を実施するための設備の保守点検に関すること。

七　移植に用いる臍帯血の調製等に用いる資材及び試薬の管理に関すること。

八　調製・保存の手順等からの逸脱が発生した場合の対応の詳細に関すること。

九　有害事象が臍帯血によるものと判明した場合の対応の詳細に関すること。

十　移植に用いる臍帯血の安全性に問題が生じ、その引渡しを中止する場合の対応の詳細に関すること。

十一　移植に用いる臍帯血の廃棄の手順の詳細に関すること。

十二　その他必要な事項

附　則

この省令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百四十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五並びに第三十六条の六第二項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日の前日」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

附則第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第三条及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶区画規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

船舶区画規程等の一部を改正する省令

（船舶区画規程の一部改正）

第一条　船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　ビルジ排水装置（第七十七条―第百一条）」を「第九章　ビルジ排水装置（第七十七条―第百一条）　第十章　損傷制御図及び復原性計算機等（第百一条・第百二条）」に改める。

第二編第十章の章名を削る。

第百一条を削り、第百二条を第百一条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章　損傷制御図及び復原性計算機等

第百一条の次に次の一条を加える。

（復原性計算機等）

第百二条　第三十九条の二に規定する旅客船には、当該旅客船に損傷が発生した場合において、損傷時の復原性に関する事項を計算するため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　復原性計算機（損傷時の復原性に関する事項を計算することができる計算機であつて、管海官庁が適当と認めるものをいう。）を備えること。

二　陸上において行われる損傷時の復原性に関する事項の計算の結果を速やかに利用することができる状態にしておくこと。

第百二条の二十二中「第二編第十章」を「第百一条」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第二条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三項中「次に掲げる基準によらなければならない」を「次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならない」に改め、同条同項各号を次のように改める。

一　インサイドエアー方式（泡発生機が泡を放出する場所の内部に設置され、当該場所から空気を取り入れ、泡を放出する方式をいう。）次に掲げる要件

イ　泡発生機は、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないように配置すること。

ロ　泡発生機及び泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。

ハ　動力源、泡原液の供給装置及び制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、泡を放出する場所における火災によつて遮断されるおそれのない当該場所の外部に配置すること。

ニ　船員が通常近づくことができる泡を放出する場所には、あらかじめ泡の放出を知らせる可視可聴警報装置を取り付けること。

二　アウトサイドエアー方式（泡発生機が泡を放出する場所の外部に設置され、当該場所の外部から空気を取り入れ、泡の供給ダクトにより泡を放出する方式をいう。）次に掲げる要件

イ　泡の供給ダクトは、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないように配置すること。

ロ　泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件

三　前二号に掲げる方式以外の方式　管海官庁が適当と認めるものであること。

（満載喫水線規則の一部改正）

第三条　満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一南部季節冬期帯域の項中「東経十七度」を「東経十六度」に、「南緯三十五度十分」を「南緯三十六度」に、「東経二十八度」を「東経三十度」に改める。